

令和4年度富山県高等学校教育研究会 情報部会 総会資料

令和3年度事業活動報告

1 役員会

① 役員会 R3. 5. 26 Zoomによるオンライン開催

2 使用教科書研究協議会、情報部会総会 R3. 6. 22 Zoomによるオンライン開催

- ① 令和4年度使用教科書研究協議会
 ② 令和2年度 事業活動及び収支決算報告について
 ③ 令和3年度 事業計画及び収支予算案について

3 高教研大会 情報部会 R3. 11. 4 Zoomによるオンライン開催

- ① 研究発表「本校の現状を踏まえた情報科の授業展開」 富山西高等学校 田原 悦史
 ② 各学校の授業展開についての情報交換
 ③ 講演「大学入学共通テストを意識した『情報Ⅰ』の指導にむけた準備」
 工学院大学附属中学校・高等学校 校長 中野 由章

4 研究報告

- ① 「情報部会研究紀要第18号」ウェブサイトにて順次公開
 (<http://jyoho.el.tym.ed.jp/>)
 ② 「高等学校教育研究会紀要」に研究発表の内容を掲載

令和3年度収支決算報告

収入の部		支出の部	
部会活動費(8月)	50,000	謝礼(講師)	11,742
		Zoom有料ライセンス契約	22,110
		情報科関連書籍購入	16,060
		部会活動費返金	88
合計	50,000	合計	50,000

会計監査報告

令和3年度富山県高等学校教育研究会情報部会研究調査費会計の関係書類を調査したところ、正確かつ適正であったことを認めます。

令和4年3月22日

会計監査 雑賀 睦実 

会計監査 八十島 剛志 

令和4年度情報部会役員一覧（案）

部会長	林 成佳	（大門）			
副部会長	布目 貴久	（大門）	牧田 洋一郎	（魚津工）	
理事	八十島 剛志	（雄峰）	雑賀 睦実	（新湊）	
	西川 豊	（石動）	中西 純	（情報I教育研究会）	
	浦田 立春	（上市）			
監査	澤井 圭輔	（滑川）	坪池 一生	（とнамい野）	
事務局	上市高等学校	事務：浦田 立春	会計：井川 尚美		

令和4年度事業計画（案）

1 研究課題

- ① 新学習指導要領についての研究
- ② 効果的な指導法についての研究
- ③ 2025年大学入学共通テスト「情報」についての研究

2 研究

① 研究発表Ⅰ

「本校における情報Ⅰの実施に向けての取り組み」 （南砺福野高校 森田 大翔）

研究発表Ⅱ

「2025年大学入学共通テスト「情報」について（仮題）」 （情報Ⅰ教育研究会）

- ② 全国高等学校情報教育研究大会への参加報告 （オンライン開催）
- ③ 研究紀要の作成 （上市高校）

3 役員会・総会、研究大会

- ① 6月15日（水）16:00-17:00 令和4年度高教研情報部会役員会
(Zoomによるオンライン開催)
- ② 6月23日（木）15:30-16:30 令和5年度使用教科書研究協議会、高教研情報部会総会
(Zoomによるオンライン開催)
- ③ 11月10日（木）13:30-16:30 高教研情報部会研究発表大会
(Zoomによるオンライン開催)
 - ・研究発表Ⅰ：南砺福野高校 森田 大翔
 - ・研究発表Ⅱ：情報Ⅰ教育研究会
 - ・全国大会等参加報告
 - ・講演講師 おほら つとむ 小原 格（東京都立町田高等学校 情報科 指導教諭）

演 題 「情報Ⅰにおける授業の進め方と実践事例」

※小原先生は現学習指導要領の解説協力者として関わっておられます。

4 他の機関主催事業

7月2日（土）・3日（日） 第15回日本情報科教育学会全国大会（大阪学院大学）

テーマ：Society5.0の新しい情報科教育に向けて

大会参加費 3,500 円（非会員）

7月29日（金）午後 令和4年度富山県高等学校教育課程講習会

8月9日（火）・10日（水）第15回全国高等学校情報教育研究大会（オンライン開催）

教科「情報」第3ステージ～「情報I」の実践～

資料代 2,000 円（大会参加費は無し）

令和4年度収支予算（案）

収入の部		支出の部	
部会活動費(8月)	50,000	講師謝礼等	14,000
		Zoom有料ライセンス契約	22,110
		研修費	8,000
		予備費	5,890
合計	50,000	合計	50,000

その他

1 理事・事務局の業務について

- ① 情報部会会員の確認とメールアドレス等の集約 (事務局)
- ② 総会・研究発表大会等の企画立案 (事務局)
- ③ 教科書調査意見書の集約 (事務局)
- ④ 全国高情研の参加・視察 ()
- ⑤ 総会・研究発表大会の運営 (事務局)
- ⑥ 情報部会会計 (事務局)
- ⑦ 情報部会ウェブサイトの編集 (事務局)

2 高教研大会全体会オンライン実施への協力をお願い

高教研大会10月4日（火）

各学校会議室等からの接続・設定にご協力ください。

<9月28日（水）事前接続練習>

（心配な方がいらっしゃる場合）接続練習。

<10月4日（火）高教研大会当日>

大会30分前から接続を予定しております。

3 地区理事、監査、研究発表校の順番について

参考資料 1 : 平成 23 年度以降の地区理事

年度	新川地区	富山地区	高岡地区	砺波地区
23	滑川	富山東	志貴野	石動
24	滑川	富山東	志貴野	石動
25	入善	富山東	志貴野	となみ野
26	入善	富山北部	氷見	となみ野
27	泊	富山北部	氷見	砺波
28	泊	富山中部	福岡	砺波
29	魚津	富山中部	福岡	南砺福野
30	魚津	富山	小杉	南砺福野
元	雄山	富山	小杉	南砺平
2	雄山	富山西	大門	南砺平
3	上市	富山西	大門	石動
4	上市	雄峰	新湊	石動
5	滑川	雄峰	新湊	となみ野
6	滑川	呉羽	高岡	となみ野
7	新川みどり野	呉羽	高岡	砺波
順番	雄山→上市→滑川→ 新川みどり野→桜井 →入善→魚津	八尾→富山南→富山い ずみ→富山東→富山北部→ 富山中部→富山→富山西 →雄峰→呉羽	伏木→高岡南→志貴野→ 福岡→氷見→小杉→大門 →新湊→高岡	砺波→南砺福野→ 南砺平→石動→とな み野

- ・平成 18 年度の総会、研究大会を経て、上記のように決定。各地区より一校ずつ輪番により選出する。
- ・任期は一年であるが、全員が交代することがないよう、2～3年連続で務めることを認める。
- ・「太字」は事務局担当校。平成 27 年度より、次年度理事予定校が監査を務めることとする。

参考資料 2 : 平成 29 年度以降の研究発表校（県東部 1 校、県西部 1 校）

年度	新川地区	富山地区	高岡地区	砺波地区
29		雄峰		砺波
30		八尾	高岡南	
元	滑川		志貴野	
2				
3		富山西		
4				南砺福野
5			福岡	
6		富山		
7	上市			
順番	魚津→入善→桜井→ 新川みどり野→滑川→ 上市→雄山	八尾→富山西→富山→ 富山中部→富山北部→富 山いずみ→富山東→富山南 →呉羽→雄峰	小杉→大門→新湊→高岡 →伏木→高岡南→志貴野 →福岡→氷見	砺波→南砺福野→ 南砺平→石動→ となみ野
	富山、富山、新川の順		27年度より高岡、高岡、砺波の順	

富山県高等学校教育研究会情報部会会則

第1条（名称）

本会は富山県高等学校教育研究会情報部会と称する。

第2条（目的）

本会は富山県高等学校教育の情報科教育に関する研究を通して、情報科教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 情報科教育に関する研究
- 2 総会、研究発表大会の開催
- 3 会報、研究紀要等の発行
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条（会員）

会員は次の通りとする。

- 1 県内高等学校及び高等部を設置する県内特別支援学校の情報科担当教職員
- 2 本会の趣旨に賛同する県内高等学校及び高等部を設置する県内特別支援学校の教職員

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 1 部会長 1名
- 2 副部会長 若干名
- 3 理事 若干名
- 4 監査 2名
- 5 参与 若干名

第6条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- 1 部会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は本会の事業の推進にあたる。
- 4 監査は会計を監査する。
- 5 参与は必要に応じて事業の相談にあたる。

第7条（役員を選出）

役員は役員会において選出し、総会の承認を得る。

第8条（役員の任期）

役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第9条（機関）

本会は次の会議を開く。

- 1 総会
- 2 役員会

第10条（総会）

総会は年1回開催し、部会長が招集する。

総会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

総会は次のことを行う。

- 1 事業報告及び決算の承認
- 2 役員承認
- 3 事業計画の決定及び予算の決定
- 4 その他必要な事項

第11条（役員会）

役員会は必要に応じて部会長が招集する。

役員会は次のことを行う。

- 1 総会に提出する議案等の作成
- 2 事業の計画、立案、重要事項の審議

第12条（委員会）

部会長は必要に応じて委員会を設置することができる。

委員会についての詳細は、役員会において定める。

第13条（会計）

1 本会の運営の費用は、富山県高等学校教育研究会の部会活動費及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条（会則の改正）

この会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成により承認を経なければならない。

第15条（その他）

本会には顧問を置くことができる。

顧問は部会長の諮問に応じる。

第16条（附則）

この会則は、平成16年6月24日より施行する。

この会則は、平成24年6月14日より一部改正、施行する。

この会則は、平成27年6月16日より一部改正、施行する。